



政府統計

令和5年11月28日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 田中 伸彦

室長補佐 斎藤 由佳

担当係 賃金第二係(内線 7653・7638)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 3147

令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	3 頁
結果の概要	
1 賃金の改定の実施状況	4 頁
2 賃金の改定額及び改定率	5 頁
3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況	7 頁
4 賃金カットの実施状況	9 頁
5 賃金の改定事情	9 頁
6 夏の賞与の支給状況	10 頁
7 労働組合からの賃上げ要求状況	10 頁
統計表	11 頁

令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/12-23.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定期、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」

※ 生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※ サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

(3) 調査対象

事業所母集団データベース（令和3年次速報フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所）を母集団として、主たる事業が上記（2）に掲げる産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

注：本調査では、抽出時や、各集計表の企業規模区分については、企業に使用され給与を支払われる労働者のうち、以下①②のいずれかに該当する労働者の数を使用している。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、本調査の各調査事項の対象労働者は、雇用期間を定めず雇用されている労働者としている。

3 調査事項

(1) 企業の属性

(2) 賃金の改定に関する事項

(3) 賃金の改定事情に関する事項

(4) 賞与支給に関する事項

(5) 労働組合との交渉経過

4 調査の実施時期及び方法

(1) 調査の実施時期

令和5年7月20日～8月10日

(2) 調査の方法

厚生労働省が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用してオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法で実施した。

5 調査系統

厚生労働省—調査対象企業

6 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成割合等を算出した。

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象企業数は3,620社、有効回答企業数は1,901社で、有効回答率は52.5%であった。

主な用語の定義

「常用労働者」

本調査では、雇用期間を定めず雇用されている労働者をいい、日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定めのある労働者のほか、雇用期間に定めがあって契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ) 又はウ) の者でも、一般的労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

ア) 事業主、社長 イ) 理事、取締役などの役員 ウ) 家族従業員

「1人平均賃金」

所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

「諸手当」

能率手当、生産手当、役付手当、特殊勤務手当、技能手当、技術手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当及びその他の手当をいう。

「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定期）、ベースアップ（ペア）、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。（下図参照）

賃金の改定

◆ 賃金表^(注)の改定

（増額）ベースアップ（ペア）

 賃金表^(注)の改定により賃金水準を引き上げることをいう。

（減額）ベースダウン

 賃金表^(注)の改定により賃金水準を引き下げることをいう。

◆ 定期昇給（定期）

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のこととで、一定の時期に毎年増額することをいう。年齢、勤続年数による自動昇給のほかに、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含む。

◆ 諸手当の改定

各種手当の改定のことをいう。ただし、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当を除く。

◆ 賃金カット

賃金表^(注)等を変えずに、ある一定期間につき、一時的に賃金（基本給、諸手当）を減額することをいう。役員報酬のカットや、育児等による短時間勤務の結果による減額は含まない。

→これらにより、賃金の改定を実施した結果

改定前との差額（1人平均賃金）が

[プラスの場合 → 1人平均賃金を引き上げた・引き上げる
ゼロ又はマイナスの場合 → 1人平均賃金を引き下げた・引き下げる]

注：「賃金表」とは、学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたものという。

「1人平均賃金の改定額」

1人平均賃金の改定後と改定前の差額をいう。

「1人平均賃金の改定率」

1人平均賃金の改定額の改定前1人平均賃金に対する割合をいう。

「管理職」

常用労働者のうち、部長、課長、支店長など組織の管理に従事する者をいう。なお、具体的な範囲については各社の規定による。

「一般職」

管理職以外の常用労働者をいう。

利用上の注意

1 平均値について

1人平均賃金の改定額、改定率等の平均値については常用労働者数による加重平均である。

2 統計表等に用いている符号

「0.0」 表章単位未満のもの。

「-」 当該集計値がないもの。

「...」 当該数値が不詳若しくは表章することが不適当なもの。

「△」 減少数（率）であるもの。

3 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が計の数値と一致しない場合がある。

結果の概要

1 賃金の改定の実施状況

令和5年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は89.1%（前年85.7%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.2%（同0.9%）、「賃金の改定を実施しない」は5.4%（同6.2%）、「未定」は5.3%（同7.3%）となっている。

産業別にみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」では、「建設業」が99.7%（同95.4%）、次いで「製造業」が97.4%（同94.8%）と高くなっている、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」では、「宿泊業、飲食サービス業」が1.1%（同1.6%）と高くなっている。（第1表、付表1）

第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

(単位：%)

年、企業規模・産業	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している						賃金の改定を実施しない ⁴⁾	未定 ⁵⁾		
		小計 ¹⁾	改定の実施時期 ²⁾			1～8月及び9～12月 ³⁾	9～12月のみ ³⁾				
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げる・引き下げる							
令和5年	100.0	89.2	89.1	0.2	79.1	5.1	5.0	5.4	5.3		
5,000人以上	100.0	97.7	97.3	0.5	89.6	3.4	4.7	1.3	1.0		
1,000～4,999人	100.0	93.8	93.3	0.5	85.3	2.6	5.9	2.8	3.4		
300～999人	100.0	93.1	93.1	-	83.5	3.7	5.9	2.1	4.8		
100～299人	100.0	87.6	87.4	0.2	77.2	5.8	4.7	6.7	5.7		
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	90.9	90.9	-	90.9	-	-	-	9.1		
建設業	100.0	100.0	99.7	0.3	91.0	-	9.0	-	-		
製造業	100.0	97.7	97.4	0.3	91.5	2.2	4.0	1.6	0.7		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.9	92.9	-	88.1	1.1	3.7	-	7.1		
情報通信業	100.0	91.8	91.8	-	80.7	4.6	6.5	1.9	6.3		
運輸業、郵便業	100.0	71.0	71.0	-	62.7	7.0	1.3	14.5	14.5		
卸売業、小売業	100.0	89.3	89.2	0.1	79.8	3.9	5.5	5.4	5.4		
金融業、保険業	100.0	91.4	91.0	0.3	82.9	3.8	4.7	1.7	6.9		
不動産業、物品販賣業	100.0	92.3	92.3	-	89.6	1.0	1.7	5.4	2.2		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	91.4	91.4	-	85.5	1.2	4.7	4.3	4.3		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.5	77.4	1.1	62.0	11.4	5.1	8.1	13.4		
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	79.4	79.4	-	63.4	11.9	4.2	12.4	8.2		
教育、学習支援業	100.0	85.4	85.4	-	73.7	2.8	8.9	6.1	8.5		
医療、福祉	100.0	85.6	85.6	-	69.5	6.8	9.3	4.4	10.0		
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	86.9	86.9	-	67.5	12.4	6.9	8.7	4.4		
令和4年	100.0	86.6	85.7	0.9	74.9	6.7	4.9	6.2	7.3		
5,000人以上	100.0	97.3	96.0	1.3	87.7	4.8	4.8	0.4	2.2		
1,000～4,999人	100.0	92.2	91.9	0.3	81.4	2.6	8.2	4.5	3.3		
300～999人	100.0	90.8	90.2	0.6	79.7	5.3	5.8	3.8	5.4		
100～299人	100.0	84.6	83.7	1.0	72.7	7.5	4.4	7.1	8.2		
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	86.6	86.6	--	86.6	-	-	13.4	--		
建設業	100.0	95.4	95.4	-	73.3	17.2	4.9	4.6	-		
製造業	100.0	95.7	94.8	0.8	89.0	1.9	4.8	1.7	2.6		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.4	92.4	-	77.3	8.5	6.6	7.6	-		
情報通信業	100.0	89.3	89.3	-	77.2	2.8	9.4	5.8	4.9		
運輸業、郵便業	100.0	75.6	75.6	-	60.2	12.7	2.6	10.3	14.1		
卸売業、小売業	100.0	84.4	83.3	1.1	77.2	3.9	3.3	6.9	8.8		
金融業、保険業	100.0	93.2	92.9	0.3	86.9	3.4	2.9	6.8	-		
不動産業、物品販賣業	100.0	93.3	93.3	-	81.6	8.3	3.4	2.2	4.5		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	98.4	96.7	2.7	73.1	19.0	6.3	1.4	0.2		
宿泊業、飲食サービス業	100.0	72.7	71.1	1.6	52.2	14.2	6.3	10.7	16.6		
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	69.8	67.8	2.0	57.7	6.9	5.2	16.8	13.4		
教育、学習支援業	100.0	82.0	80.9	1.0	70.7	1.0	10.2	10.9	7.1		
医療、福祉	100.0	95.2	95.2	-	81.0	3.8	10.4	2.0	2.8		
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	80.5	79.4	1.2	64.8	9.7	6.0	9.0	10.4		

注: 1) 「小計」は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。

2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

4) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。

5) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

2 賃金の改定額及び改定率

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、賃金の改定状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金の改定額」は9,437円（前年5,534円）、「1人平均賃金の改定率」は3.2%（同1.9%）となっている。

このうち、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業についてみると、「1人平均賃金の改定額」は9,779円（同5,828円）、1人平均賃金を引き下げた企業については、△4,814円（同△4,022円）となっている。（第2表、第1図、付表2）

第2表 賃金改定区分・企業規模・産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

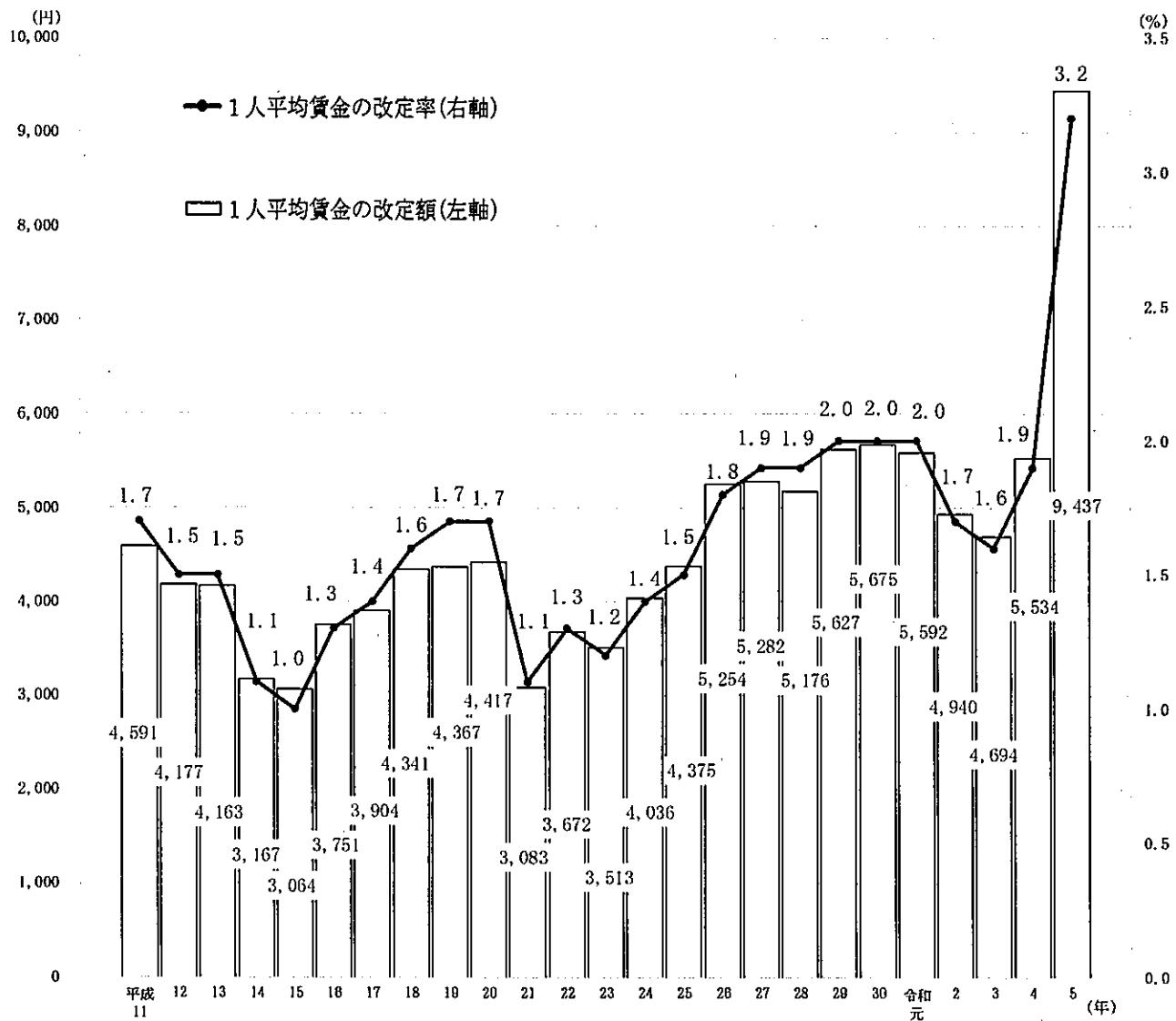
賃金改定区分・企業規模・産業	1人平均賃金の改定額（円）		1人平均賃金の改定率（%）	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
計	9,437	5,534	3.2	1.9
うち引上げ ¹⁾	9,779	5,828	3.4	2.1
うち引下げ ¹⁾	△4,814	△4,022	△0.2	△2.4
5,000人以上	12,394	6,478	4.0	2.0
1,000～4,999人	9,676	5,393	3.1	1.8
300～999人	9,227	5,658	3.2	2.0
100～299人	7,420	4,738	2.9	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	18,507	5,959	5.2	2.5
建設業	12,752	8,101	3.8	2.3
製造業	9,774	5,747	3.4	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	10,131	3,670	3.3	1.1
情報通信業	15,402	7,919	4.5	2.4
運輸業、郵便業	6,616	4,136	2.7	1.8
卸売業、小売業	8,763	5,148	3.1	1.9
金融業、保険業	10,637	5,341	3.2	1.5
不動産業、物品賃貸業	11,560	6,380	3.7	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	10,642	7,588	3.2	2.1
宿泊業、飲食サービス業	8,401	3,865	4.4	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	6,832	4,044	2.5	1.5
教育、学習支援業	7,682	5,543	2.7	1.9
医療、福祉	3,616	6,403	1.7	2.8
サービス業（他に分類されないもの）	6,343	4,286	2.2	1.8

注：賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

1) 本表において「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業について、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き下げた企業についての数値である。

年次推移をみると、「1人平均賃金の改定額」、「1人平均賃金の改定率」とともに、平成23年調査以降増加傾向で推移し、令和2年、3年調査では低下したが、令和4年、5年調査では上昇した（第1図、付表2）。

第1図 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移



注：賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況

(1) 定期昇給制度の有無及び実施状況

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における管理職の定期昇給（以下「定期昇給」という。）制度のある企業の定期昇給の実施状況をみると、「行った・行う」企業の割合は71.8%（前年64.5%）、「行わなかつた・行わない」は5.0%（同5.8%）となっている。また、一般職の定期昇給制度のある企業の定期昇給の実施状況をみると、「行った・行う」は79.5%（同74.1%）、「行わなかつた・行わない」は3.7%（同3.3%）となっている。（第3表、第2図、付表3）

第3表 企業規模・産業・管理職・一般職、定期昇給制度の有無、定期昇給の実施状況別企業割合

(単位：%)

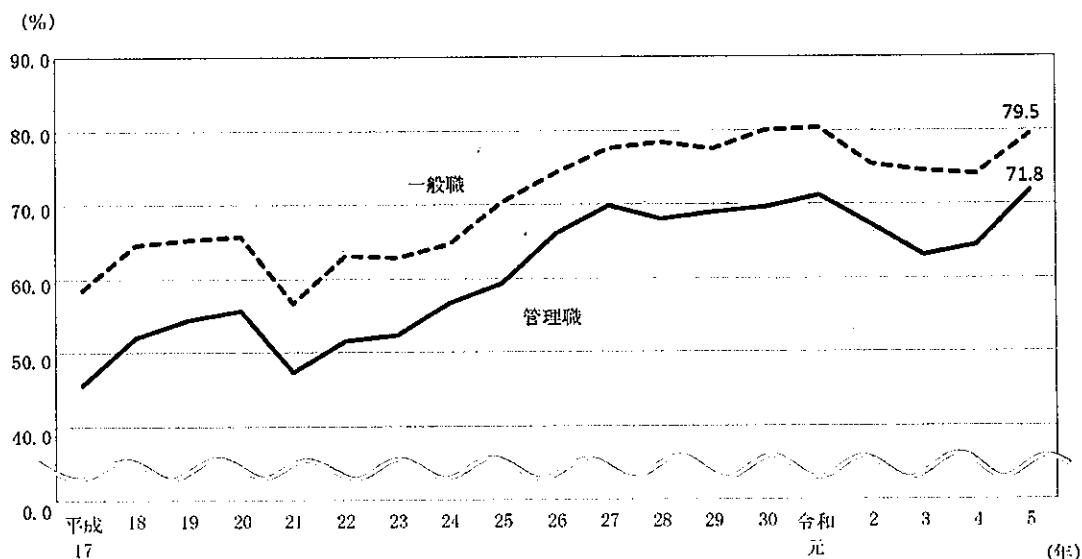
年、企業規模・産業	資金の改定を実施した又は予定している企業及び資金の改定を実施しない企業 ¹⁾ ²⁾	管 理 職			一 般 職			定期昇給制度なし			
		定期昇給制度あり ³⁾	定期昇給の実施状況		定期昇給制度なし	定期昇給制度あり ³⁾	定期昇給の実施状況				
			行った・行う	行わなかつた・行わない			行った・行う	行わなかつた・行わない			
令 和 5 年	[94.7] 100.0	77.7	71.8	5.0	1.0	20.9	83.4	79.5	3.7	0.2	15.4
	(100.0) (92.3)	(6.4)	(1.3)			(100.0)	(95.3)	(4.5)	(0.2)		
5,000人以上	[99.0] 100.0	70.3	67.5	2.8	-	29.2	89.1	85.9	3.1	-	10.9
1,000～4,999人	[96.6] 100.0	74.4	73.6	0.9	-	24.0	83.8	83.2	0.6	-	14.6
300～999人	[95.2] 100.0	81.5	77.7	2.2	1.7	17.8	90.1	87.9	1.9	0.3	9.2
100～299人	[94.3] 100.0	76.9	69.8	6.2	0.9	21.5	81.2	76.5	4.6	0.1	17.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[90.9] 100.0	70.0	70.0	-	-	30.0	90.0	90.0	-	-	10.0
建設業	[100.0] 100.0	81.8	81.8	-	-	13.9	91.3	91.3	-	-	4.3
製造業	[99.3] 100.0	84.5	81.6	1.8	1.1	15.3	91.1	89.2	1.8	0.1	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[92.9] 100.0	56.1	56.1	-	-	43.9	96.2	96.2	-	-	3.8
情報通信業	[93.7] 100.0	83.1	80.8	2.4	-	15.3	91.1	88.2	2.9	-	7.4
運輸業、郵便業	[85.6] 100.0	67.4	56.1	5.7	5.7	31.1	67.0	67.0	0.0	-	31.5
卸売業、小売業	[94.6] 100.0	82.4	73.9	8.5	-	14.5	87.9	81.0	6.9	-	9.8
金融業、保険業	[93.1] 100.0	72.2	72.2	-	-	27.8	77.2	77.2	-	-	22.8
不動産業、物品販賣業	[97.8] 100.0	87.4	84.1	3.3	-	12.6	88.9	86.5	2.3	-	11.1
学術研究、専門・技術サービス業	[95.7] 100.0	80.2	73.3	6.9	-	16.3	89.1	83.9	5.2	-	7.4
宿泊業、飲食サービス業	[86.6] 100.0	65.7	55.4	8.5	1.8	34.2	71.0	63.4	5.8	1.8	28.7
生活関連サービス業、娯楽業	[91.8] 100.0	63.1	55.5	6.9	0.8	35.3	64.8	56.5	7.5	0.8	33.7
教育、学習支援業	[91.6] 100.0	70.3	65.7	4.6	-	28.1	80.1	75.5	4.6	-	19.9
医療・福祉	[90.0] 100.0	84.5	78.0	5.9	0.6	14.2	86.8	80.3	5.9	0.6	12.0
サービス業（他に分類されないもの）	[95.6] 100.0	62.9	54.2	8.7	-	36.9	69.2	62.2	7.0	-	30.6
令 和 4 年	[92.7] 100.0	70.9	64.5	5.8	0.6	25.6	78.0	74.1	3.3	0.6	18.9

注：1) [] 内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

2) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業には管理職及び一般職それぞれの定期昇給制度有無不詳を含む。

3) () 内は、定期昇給制度ありと回答した企業の定期昇給の実施状況別の割合である。

第2図 定昇を行った・行う企業割合の推移



注：賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める割合である。

(2) 定期昇給制度とベースアップ等の区別の有無及び実施状況

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち定昇制度がある企業について、管理職のベースアップ（以下「ペア」という。）等の実施状況をみると、「ペアを行った・行う」企業の割合は43.4%（前年24.6%）、「ペアを行わなかった・行わない」は21.0%（同35.6%）となっている。また、一般職のペア等の実施状況をみると、「ペアを行った・行う」は49.5%（同29.9%）、「ペアを行わなかった・行わない」は18.2%（同33.8%）となっている。（第4表、第3図、付表4）

第4表 企業規模・産業・管理職・一般職、定期昇給とペア等の実施状況別企業割合

(単位：%)

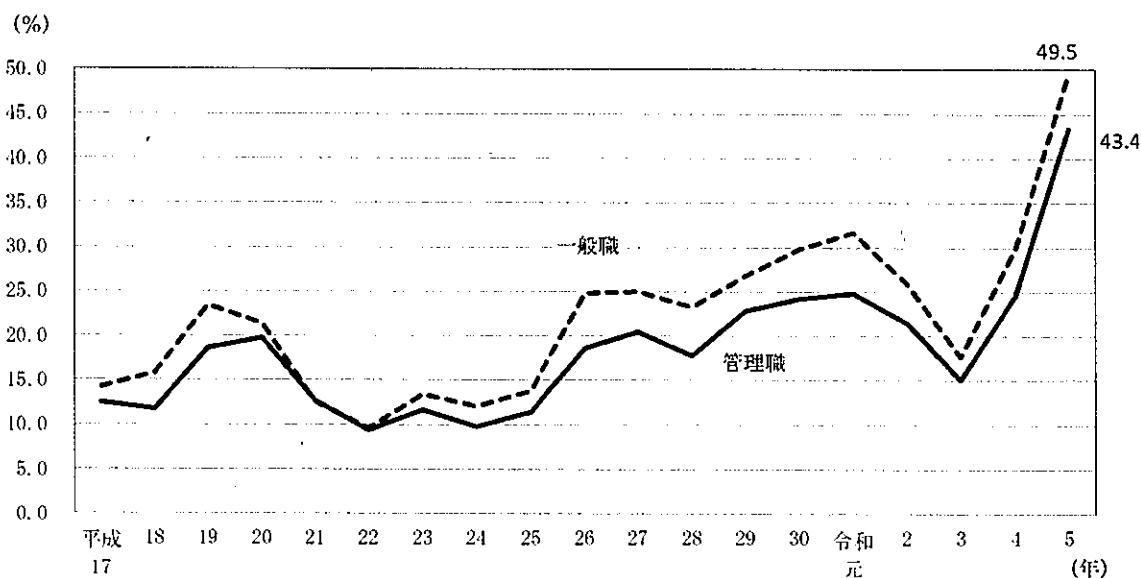
年、企業規模・産業	管 理 職						一 般 職						
	定昇制度が ある企業 ^{1) 2)}	定昇と ペア等 の区別 あり ³⁾	ペア等の実施状況			定昇と ペア等 の区別 なし	定昇制度が ある企業 ^{1) 2)}	定昇と ペア等 の区別 あり ³⁾	ペア等の実施状況			定昇と ペア等 の区別 なし	
			ペアを行つ た・行 う	ペアを行わ なかつ た・行 ない	ベース ダウ ンを行つ た・行 う				ペアを行つ た・行 う	ペアを行わ なかつ た・行 ない	ベース ダウ ンを行つ た・行 う		
令 和 5 年	[77.7]	100.0	64.5	43.4	21.0	-	34.7	[83.4]	100.0	67.6	49.5	18.2	- 31.4
			(100.0)	(67.4)	(32.6)	(-)			(100.0)	(73.1)	(26.9)	(-)	
5,000人 以 上	[70.3]	100.0	79.9	51.8	28.1	-	15.9	[89.1]	100.0	83.2	68.4	14.8	- 14.2
1,000~4,999人	[74.4]	100.0	84.3	55.4	28.9	-	15.5	[83.8]	100.0	88.8	67.1	21.7	- 11.1
300~ 999人	[81.5]	100.0	74.6	47.3	27.3	-	24.8	[90.1]	100.0	78.0	55.0	23.0	- 21.9
100~ 299人	[76.9]	100.0	59.5	41.2	18.3	-	39.6	[81.2]	100.0	62.2	45.9	16.3	- 36.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[70.0]	100.0	100.0	71.4	28.6	-	-	[90.0]	100.0	100.0	77.8	22.2	- -
建設業	[81.8]	100.0	50.7	42.0	8.7	-	49.3	[91.3]	100.0	55.9	48.9	6.9	- 44.1
製造業	[84.5]	100.0	65.0	49.5	15.5	-	34.4	[91.1]	100.0	65.8	54.6	11.2	- 33.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[56.1]	100.0	83.7	57.7	26.0	-	12.4	[96.2]	100.0	92.8	66.4	26.4	- 7.2
情報通信業	[83.1]	100.0	65.3	42.2	23.1	-	34.7	[91.1]	100.0	66.3	46.3	19.9	- 32.2
運輸業、郵便業	[67.4]	100.0	76.6	54.6	22.1	-	23.3	[67.0]	100.0	84.9	70.1	14.9	- 15.0
卸売業、小売業	[82.4]	100.0	63.8	41.1	22.7	-	34.0	[87.9]	100.0	69.8	48.7	21.0	- 28.5
金融業、保険業	[72.2]	100.0	83.8	49.3	34.4	-	16.2	[77.2]	100.0	85.6	54.7	30.9	- 14.4
不動産業、物品販賣業	[87.4]	100.0	84.8	56.7	28.1	-	13.1	[88.9]	100.0	82.3	59.1	23.2	- 15.7
学術研究、専門・技術サービス業	[80.2]	100.0	78.5	40.1	38.4	-	21.5	[89.1]	100.0	80.9	43.3	37.6	- 19.1
宿泊業、飲食サービス業	[65.7]	100.0	58.3	31.0	27.3	-	40.5	[71.0]	100.0	54.6	29.1	25.5	- 44.8
生活関連サービス業、娯楽業	[63.1]	100.0	58.7	35.3	23.4	-	41.0	[64.8]	100.0	59.6	34.5	25.1	- 40.2
教育、学習支援業	[70.3]	100.0	51.9	26.3	25.6	-	45.9	[80.1]	100.0	52.7	28.3	24.4	- 45.4
医療、福祉	[84.5]	100.0	54.3	21.7	32.6	-	44.3	[86.8]	100.0	56.3	22.5	33.7	- 42.4
サービス業（他に分類されないもの）	[62.9]	100.0	57.0	32.4	24.6	-	43.0	[69.2]	100.0	65.7	40.8	24.8	- 34.3
令 和 4 年	[70.9]	100.0	60.4	24.6	35.6	0.2	38.1	[78.0]	100.0	63.7	29.9	33.8	0.0 34.8

注： 1) [] 内は、賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定昇制度がある企業の割合である。

2) 定昇制度がある企業には管理職及び一般職それぞれの定昇とペア等の区別の有無不詳を含む。

3) () 内は、定昇とペア等の区別ありと回答した企業のペア等の実施状況別の割合である。

第3図 ペアを行つた・行う企業割合の推移



注： 管理職及び一般職それぞれの定昇制度がある企業に占める割合である。

4 賃金カットの実施状況

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業における「賃金カットを実施した又は予定している企業」の割合は6.3%（前年7.1%）となっている。これを賃金カットの対象者別にみると、「管理職のみ」は26.4%（同34.9%）、「一般職のみ」は31.0%（同30.6%）、「管理職と一般職」は40.6%（同34.4%）となっている。（第5表、付表5）

第5表 企業規模、賃金カットの対象者別企業割合

(単位: %)

年、企業規模	賃金カットを実施した 又は予定している 企業 ^{1) 2)}	管理職のみ		一般職のみ		管理職と一般職				一般職全員					
		一部	全員	一部	全員	一般職一部		管理職 一部	管理職 全員	管理職 一部	管理職 全員				
						一部	全員								
令 和 5 年	[6.3]	100.0	26.4	24.5	1.9	31.0	31.0	-	40.6	39.1	38.3	0.8	1.5	-	1.5
5,000 人 以 上	[5.7]	100.0	18.9	18.9	-	38.1	38.1	-	43.0	43.0	43.0	-	-	-	-
1,000 ~ 4,999 人	[9.5]	100.0	14.8	14.8	-	29.5	29.5	-	55.7	55.0	55.0	-	0.7	-	0.7
300 ~ 999 人	[4.5]	100.0	27.9	27.9	-	56.1	56.1	-	16.0	16.0	16.0	-	-	-	-
100 ~ 299 人	[6.6]	100.0	27.6	25.0	2.6	25.5	25.5	-	44.2	42.3	41.2	1.1	1.9	-	1.9
令 和 4 年	[7.1]	100.0	34.9	33.0	1.9	30.6	30.6	-	34.4	30.5	25.9	4.7	3.9	0.1	3.8
5,000 人 以 上	[7.2]	100.0	33.8	27.3	6.5	13.6	13.6	-	52.7	46.2	39.7	6.5	6.5	-	6.5
1,000 ~ 4,999 人	[6.4]	100.0	19.6	7.7	12.0	17.9	17.9	-	62.4	62.4	61.4	1.1	-	-	-
300 ~ 999 人	[7.2]	100.0	55.4	52.6	2.9	21.3	21.3	-	22.9	22.5	20.9	1.6	0.4	0.4	-
100 ~ 299 人	[7.1]	100.0	29.0	28.3	0.7	35.2	35.2	-	35.8	30.4	24.4	6.0	5.4	-	5.4

注: 1) []内は、賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業に占める賃金カットを実施した又は予定している企業の割合である。

なお、賃金カットを実施した又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。

2) 賃金カットを実施した又は予定している企業には、賃金カットの対象者不詳も含む。

5 賃金の改定事情

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」の割合が36.0%（前年40.0%）と最も多くなっている。次いで「労働力の確保・定着」が16.1%（同11.9%）、「雇用の維持」が11.6%（同10.7%）となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。（第6表、付表6）

第6表 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

(単位: %)

年、企業規模	賃金の改定を実施した又は予定して いて額も決定して いる企業 ¹⁾	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素									重視した 要素は ない	不詳	
		企業の 業績	世間相場	雇用の 維持	労働力の 確保・定 着	物価の 動向	労使関係 の安定	親会社又は 関連(グル ープ)会社の改 定の動向	前年度の 改定実績	その他の 要素			
令 和 5 年	[86.0]	100.0	36.0	6.7	11.6	16.1	7.9	1.2	5.1	1.1	1.5	9.5	3.3
5,000 人 以 上	[95.9]	100.0	34.7	6.2	3.8	15.8	14.3	4.1	5.0	-	3.0	12.2	0.9
1,000 ~ 4,999 人	[92.1]	100.0	35.4	5.2	7.3	15.0	11.7	1.4	5.6	1.6	2.8	7.3	6.7
300 ~ 999 人	[90.8]	100.0	43.1	6.9	10.7	12.7	7.4	0.9	8.5	0.4	1.1	6.5	1.8
100 ~ 299 人	[84.0]	100.0	33.8	6.8	12.3	17.3	7.6	1.3	3.9	1.3	1.5	10.6	3.5
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	50.3	23.4	41.3	46.5	27.1	8.4	11.5	6.4	2.7	9.5	3.3
令 和 4 年	[81.7]	100.0	40.0	3.0	10.7	11.9	1.3	2.1	4.6	3.0	2.7	16.7	4.0
5,000 人 以 上	[92.9]	100.0	48.8	6.8	3.8	14.1	1.4	2.7	1.0	-	5.8	14.0	1.7
1,000 ~ 4,999 人	[90.2]	100.0	40.9	3.8	5.6	9.9	1.9	2.6	3.9	2.4	2.2	23.7	3.2
300 ~ 999 人	[86.4]	100.0	39.2	3.0	11.7	9.8	2.8	2.7	4.1	3.6	1.6	17.5	3.9
100 ~ 299 人	[79.3]	100.0	40.1	2.9	11.0	12.7	0.7	1.8	5.0	2.9	3.1	15.7	4.2
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	55.2	17.2	35.0	39.4	6.8	9.8	8.9	13.8	4.9	16.7	4.0

注: 1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定していて額も決定している企業の割合である。

2) 「複数回答計」は、その要素を重視した企業(最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の割合である。

6 夏の賞与の支給状況

令和5年における夏の賞与の支給状況をみると、「支給した又は支給する（額決定）」企業の割合は86.0%（前年86.2%）、「支給するが額は未定」は4.9%（同4.3%）、「支給しない」は6.9%（同7.5%）となっている。

産業別にみると、「支給しない」では、「生活関連サービス業、娯楽業」が17.2%（同14.8%）と最も高くなっている。（第7表）

第7表 企業規模・産業、夏の賞与の支給状況別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業	全企業	令和5年				令和4年			
		支給した又 は支給する (額決定)	支給するが 額は未定	支給 しない	未定 である	支給した又 は支給する (額決定)	支給するが 額は未定	支給 しない	未定 である
計	100.0	86.0	4.9	6.9	2.2	86.2	4.3	7.5	2.0
5,000人以上	100.0	97.7	-	2.3	-	96.1	1.8	2.2	-
1,000~4,999人	100.0	95.1	2.2	2.1	0.5	96.2	1.1	2.2	0.6
300~999人	100.0	91.3	4.0	3.5	1.2	91.2	2.9	4.9	1.1
100~299人	100.0	83.6	5.5	8.3	2.6	83.6	5.1	8.8	2.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	81.8	18.2	-	-	85.4	14.6	-	-
建設業	100.0	91.3	8.7	-	-	95.1	-	4.6	0.3
製造業	100.0	94.3	3.5	1.8	0.4	92.2	3.4	4.0	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.1	-	3.9	-	88.4	-	11.6	-
情報通信業	100.0	83.8	3.9	12.3	-	90.6	-	9.4	-
運輸業、郵便業	100.0	79.4	6.1	9.7	4.8	84.9	9.0	3.0	3.0
卸売業、小売業	100.0	89.8	3.9	4.0	2.3	87.1	2.6	6.8	3.5
金融業、保険業	100.0	86.2	-	12.1	1.7	92.9	-	7.1	-
不動産業、物品販賣業	100.0	92.6	5.4	1.8	0.1	91.7	2.8	3.4	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	89.0	6.7	4.3	-	86.3	4.3	9.2	0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	66.5	5.8	14.7	13.0	67.7	5.8	20.4	6.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	63.4	15.1	17.2	4.3	67.8	9.9	14.8	7.5
教育、学習支援業	100.0	72.6	12.4	15.1	-	76.4	6.6	14.1	3.0
医療、福祉	100.0	82.9	6.1	8.3	2.7	82.8	2.2	14.3	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	78.8	3.8	16.0	1.4	81.9	7.2	10.2	0.7

7 労働組合からの賃上げ要求状況

令和5年における労働組合がある企業の割合は20.5%（前年21.2%）となっている。

労働組合がある企業を100とした場合の、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、「賃上げ要求交渉があった」企業の割合は88.9%（同73.0%）、「賃上げ要求交渉がなかった」は9.0%（同26.0%）となっている。（第8表）

第8表 企業規模、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無別企業割合

(単位：%)

年、企業規模	労働組合が ある企業 ¹⁾²⁾	賃上げ要求交渉 があつた		労働組合が ない企業 ¹⁾
		賃上げ要求交渉 があつた	賃上げ要求交渉 がなかつた	
令和5年	[20.5]	100.0	88.9	9.0 [79.5]
5,000人以上	[73.1]	100.0	90.0	7.4 [26.9]
1,000~4,999人	[55.8]	100.0	84.3	11.3 [44.2]
300~999人	[33.4]	100.0	88.5	7.9 [66.6]
100~299人	[13.3]	100.0	90.7	9.3 [86.7]
令和4年	[21.2]	100.0	73.0	26.0 [78.8]

注： 1) []内は、全企業に占める労働組合がある企業又は労働組合がない企業の割合である。

2) 労働組合がある企業には賃上げ要求交渉の有無不詳を含む。

統計表

付表1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

(単位: %)

年	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している					賃金の改定を実施しない ⁴⁾	未定 ⁵⁾	
		小計 ¹⁾⁽⁶⁾	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げる・引き下げる	改定の実施時期 ²⁾	1~8月のみ ³⁾⁽⁷⁾	9~12月のみ ³⁾⁽⁷⁾	1~8月及び9~12月 ³⁾⁽⁷⁾	
昭和 57 年	100.0	97.6	…	…	92.1	1.1	4.3	1.0	1.4
58	100.0	95.7	…	…	90.8	1.9	3.0	2.5	1.8
59	100.0	97.5	…	…	92.3	2.0	3.2	1.4	1.1
60	100.0	97.0	…	…	91.8	2.0	3.1	1.9	1.1
61	100.0	97.5	…	…	93.7	1.7	2.1	2.0	0.5
62	100.0	96.9	…	…	92.8	1.7	2.4	2.2	0.9
63	100.0	97.1	…	…	93.9	0.8	2.4	2.2	0.7
平成 元 年	100.0	98.6	…	…	94.8	1.0	2.9	0.8	0.6
2	100.0	98.2	…	…	94.2	1.3	2.7	1.4	0.4
3	100.0	99.0	…	…	95.3	1.5	2.2	0.5	0.5
4	100.0	98.2	…	…	94.9	0.7	2.6	1.1	0.8
5	100.0	94.6	…	…	90.3	2.0	2.2	3.9	1.6
6	100.0	94.0	…	…	90.9	1.9	1.2	3.8	2.2
7	100.0	94.3	…	…	90.6	2.6	1.1	4.4	1.3
8	100.0	94.1	…	…	91.4	1.8	0.9	4.5	1.4
9	100.0	93.2	…	…	90.8	1.8	0.6	5.3	1.5
10 ⁶⁾	100.0	85.6	…	…	83.7	0.5	1.4	11.1	3.3
11	100.0	80.6	76.8	3.8	76.8	1.5	2.2	14.3	5.1
12	100.0	78.8	75.8	2.9	76.0	1.5	1.2	19.1	2.2
13	100.0	76.0	73.8	2.2	73.8	1.0	1.3	21.3	2.7
14	100.0	68.6	61.6	7.0	65.5	1.8	1.3	27.1	4.3
15	100.0	69.9	62.7	7.2	67.4	1.3	1.2	24.1	6.0
16	100.0	73.3	69.8	3.4	70.9	1.7	0.7	21.4	5.3
17	100.0	76.3	73.5	2.8	75.0	0.6	0.7	20.3	3.4
18	100.0	78.8	77.5	1.3	76.8	1.0	1.0	16.6	4.6
19	100.0	84.4	82.8	1.6	80.6	1.7	2.1	13.3	2.2
20 ⁷⁾	100.0	77.1	74.0	3.1	73.2	2.0	1.9	17.6	5.3
21	100.0	74.6	61.7	12.9	68.7	3.4	1.3	21.6	3.8
22	100.0	78.6	74.1	4.5	74.5	2.0	2.1	17.2	4.3
23	100.0	78.2	73.8	4.4	72.0	3.9	2.2	18.4	3.4
24	100.0	79.2	75.3	3.9	74.4	2.5	2.3	15.2	5.6
25	100.0	82.4	79.8	2.5	76.9	2.4	3.0	12.9	4.7
26	100.0	85.7	83.6	2.1	80.0	3.0	2.7	9.7	4.6
27	100.0	86.6	85.4	1.2	81.8	1.6	3.2	8.4	5.0
28	100.0	87.5	86.7	0.8	81.9	2.5	3.0	7.1	5.4
29	100.0	88.0	87.8	0.2	82.6	3.5	2.0	6.3	5.7
30	100.0	90.0	89.7	0.4	81.2	4.7	4.1	5.9	4.0
令和 元 年	100.0	90.3	90.2	0.0	80.8	5.7	3.8	5.4	4.3
2	100.0	83.6	81.5	2.1	76.7	3.4	3.6	9.5	6.9
3	100.0	81.7	80.7	1.0	74.0	4.6	3.1	10.1	8.2
4	100.0	86.6	85.7	0.9	74.9	6.7	4.9	6.2	7.3
5	100.0	89.2	89.1	0.2	79.1	5.1	5.0	5.4	5.3

注: 1) 「小計」は全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。また「小計」には改定の実施時期不詳を含む。

2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1~8月のみ」とは、1~8月に賃金の改定を実施し、9~12月に賃金の改定を予定しない企業、「9~12月のみ」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月に賃金の改定を予定する企業、「1~8月及び9~12月」とは、1~8月に賃金の改定を実施し、更に9~12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

4) 「賃金の改定を実施しない」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月にも実施する予定がない企業をいう。

5) 「未定」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

6) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施した又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。

また、「賃金の改定を実施した又は予定している(小計)」についても、平成11年調査以降とは接続しない。

7) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1~9月」、「10~12月」として調査している。

付表2 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	1人平均賃金の改定額(円)	1人平均賃金の改定率(%)
昭和 57 年	12,802	7.0
58	8,787	4.6
59	9,130	4.7
60	10,218	5.0
61	9,506	4.5
62	7,988	3.6
63	9,731	4.4
平成 元 年	12,085	5.3
2	14,199	6.0
3	14,394	5.9
4	12,939	5.1
5	9,711	3.7
6	7,948	3.0
7	7,206	2.7
8	7,245	2.7
9	7,224	2.6
10 ¹⁾	6,079	2.3
11	4,591	1.7
12	4,177	1.5
13	4,163	1.5
14	3,167	1.1
15	3,064	1.0
16	3,751	1.3
17	3,904	1.4
18	4,341	1.6
19	4,367	1.7
20	4,417	1.7
21	3,083	1.1
22	3,672	1.3
23	3,513	1.2
24	4,036	1.4
25	4,375	1.5
26	5,254	1.8
27	5,282	1.9
28	5,176	1.9
29	5,627	2.0
30	5,675	2.0
令和 元 年	5,592	2.0
2	4,940	1.7
3	4,694	1.6
4	5,534	1.9
5	9,437	3.2
<うち引上げ ²⁾ >		
令和 4 年	5,828	2.1
5	9,779	3.4
<うち引下げ ²⁾ >		
令和 4 年	△ 4,022	△ 2.4
5	△ 4,814	△ 0.2

注 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

1) 平成10年調査以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。

2) 本表において「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業について、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き下げた企業についての数値である。

付表3 定期昇給の実施状況別企業割合の推移

(単位：%)

年	賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 ^{1) 2)}	管理職の定期昇給			一般職の定期昇給		
		行った・行う	行わなかつた・行わない	延期した	行った・行う	行わなかつた・行わない	延期した
平成 17 年	[96.6] 100.0	45.6	9.2	0.8	58.6	8.9	0.7
18	[95.4] 100.0	52.0	7.4	0.2	64.6	7.8	0.3
19	[97.8] 100.0	54.4	6.9	0.1	65.3	6.8	0.1
20	[94.7] 100.0	55.7	10.6	1.0	65.8	9.1	0.8
21	[96.2] 100.0	47.3	18.2	1.9	56.7	17.0	3.6
22	[95.7] 100.0	51.6	13.7	0.9	63.1	11.1	1.5
23	[96.6] 100.0	52.4	15.0	1.2	62.9	13.5	0.9
24	[94.4] 100.0	56.7	11.2	0.7	64.7	9.7	0.8
25	[95.3] 100.0	59.4	8.8	0.6	70.3	6.9	0.7
26	[95.4] 100.0	66.1	6.7	0.2	74.3	5.4	0.4
27	[95.0] 100.0	69.9	6.1	0.4	77.6	5.5	0.1
28	[94.6] 100.0	68.1	5.0	0.8	78.4	3.3	0.5
29	[94.3] 100.0	69.0	6.3	0.6	77.5	5.0	0.4
30	[96.0] 100.0	69.7	8.1	0.6	80.1	4.5	0.6
令和元年	[95.7] 100.0	71.2	6.2	0.2	80.4	3.0	0.0
2	[93.1] 100.0	67.3	8.8	0.7	75.5	5.9	1.2
3	[91.8] 100.0	63.1	9.3	0.5	74.6	6.4	0.6
4	[92.7] 100.0	64.5	5.8	0.6	74.1	3.3	0.6
5	[94.7] 100.0	71.8	5.0	1.0	79.5	3.7	0.2

注：1) [] 内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

2) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業には、管理職及び一般職それぞれにおいて、定期昇給制度がない企業及び定期昇給制度の有無不詳の企業を含む。

付表4 ベア等の実施状況別企業割合の推移

(単位：%)

年	管理職			一般職						
	定期昇給制度がある企業 ^{1) 2)}	定期とベア等の区別あり	ベア等の実施状況			定期昇給制度がある企業 ^{1) 2)}	定期とベア等の区別あり	ベア等の実施状況		
			ベアを行った・行う	ベアを行わなかつた・行わない	ベースダウンを行った・行う			ベアを行った・行う	ベアを行わなかつた・行わない	ベースダウンを行った・行う
平成 17 年	[55.6] 100.0	48.2	12.5	35.6	0.1	[68.2] 100.0	53.6	14.3	39.1	0.1
18	[59.6] 100.0	50.5	11.8	38.7	0.1	[72.7] 100.0	53.7	15.8	37.7	0.2
19	[62.6] 100.0	50.3	18.6	31.3	0.5	[73.6] 100.0	55.6	23.5	31.6	0.5
20	[67.4] 100.0	52.4	19.8	32.4	0.2	[75.6] 100.0	56.7	21.4	35.3	0.1
21	[67.5] 100.0	61.7	12.7	46.3	2.7	[77.2] 100.0	63.6	12.6	48.8	2.2
22	[66.3] 100.0	58.7	9.4	48.4	0.8	[75.7] 100.0	59.8	9.6	49.7	0.6
23	[68.6] 100.0	54.6	11.7	41.1	1.9	[77.2] 100.0	57.9	13.4	43.0	1.5
24	[68.6] 100.0	57.0	9.8	47.1	0.2	[75.3] 100.0	60.0	12.1	47.7	0.2
25	[68.9] 100.0	56.6	11.5	45.0	0.2	[77.9] 100.0	60.2	13.9	45.6	0.8
26	[73.0] 100.0	62.1	18.6	43.3	0.2	[80.0] 100.0	66.8	24.8	41.2	0.7
27	[76.3] 100.0	58.5	20.5	37.8	0.2	[83.1] 100.0	61.2	25.0	36.2	-
28	[73.9] 100.0	57.8	17.8	39.9	0.2	[82.2] 100.0	58.9	23.3	35.4	0.1
29	[75.9] 100.0	61.4	22.9	38.4	0.1	[82.8] 100.0	64.2	26.8	37.4	0.1
30	[78.3] 100.0	60.9	24.2	36.6	0.0	[85.1] 100.0	63.4	29.8	33.6	0.0
令和元年	[77.5] 100.0	64.3	24.8	39.6	0.0	[83.5] 100.0	66.2	31.7	34.3	0.1
2	[76.8] 100.0	60.6	21.5	38.5	0.6	[82.5] 100.0	62.7	26.0	36.1	0.6
3	[73.0] 100.0	56.9	15.1	41.5	0.3	[81.6] 100.0	58.6	17.7	40.9	0.0
4	[70.9] 100.0	60.4	24.6	35.6	0.2	[78.0] 100.0	63.7	29.9	33.8	0.0
5	[77.7] 100.0	64.5	43.4	21.0	-	[83.4] 100.0	67.6	49.5	18.2	-

注：1) [] 内は、賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

2) 定期昇給制度がある企業には、管理職及び一般職それぞれにおいて、定期昇給とベア等の区別のない企業及び定期昇給とベア等の区別の有無不詳の企業を含む。

付表5 企業規模別賃金カットを実施した又は予定している企業割合の推移

企業規模	平成 17年	(単位: %)																		
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5	
計		15.3	9.7	10.2	9.3	30.9	23.0	15.2	12.8	14.5	9.0	9.5	10.7	6.3	6.1	6.0	10.9	7.7	7.1	6.3
5,000人以上		5.6	3.6	6.8	2.5	28.6	16.8	5.7	10.2	9.3	10.8	4.5	5.9	6.1	7.0	7.3	8.2	12.1	7.2	5.7
1,000~4,999人		8.3	10.2	2.3	4.8	31.3	24.7	11.5	14.9	11.1	8.7	8.3	8.4	6.4	6.5	6.0	7.7	10.2	6.4	9.5
300~999人		12.2	13.1	9.7	8.9	31.9	20.8	12.0	9.3	16.0	13.3	10.0	10.6	5.7	7.9	6.2	12.0	9.7	7.2	4.5
100~299人		17.3	8.2	11.2	10.0	30.5	23.7	16.7	13.7	14.4	7.6	9.6	11.1	6.6	5.5	5.9	10.9	6.8	7.1	6.6

注: 賃金の改定を実施した又は予定していく額も決定している企業に占める賃金カットを実施した又は予定している企業の割合である。
なお、賃金カットを実施した又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業（予定を含む）と引き下げた企業（予定を含む）を含む。

付表6 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合の推移

年	賃金の改定を実施した又は予定していく額も決定している企業	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素								重視した要素はない	不詳
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	前年度の改定実績		
平成17年	100.0	75.2	8.4	4.3	4.2	0.3	1.9	…	…	5.6	…
18	100.0	63.5	8.6	6.4	7.2	0.6	6.2	…	…	7.5	…
19	100.0	70.8	5.4	6.9	9.2	0.1	0.8	…	…	6.9	…
20 ¹⁾	100.0	66.2	5.6	6.6	9.4	0.7	2.9	…	…	8.7	…
21	100.0	61.6	3.2	5.2	3.9	0.1	2.4	5.2	1.5	3.2	8.7
22	100.0	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4
23	100.0	58.5	2.3	2.2	3.4	0.2	2.0	6.1	2.6	3.6	18.5
24	100.0	52.0	3.6	5.8	3.8	0.5	1.5	6.3	4.1	2.5	18.3
25	100.0	58.6	1.9	2.5	3.9	0.2	2.4	5.0	2.0	3.5	18.9
26	100.0	50.7	4.7	5.2	5.8	1.2	2.7	4.6	2.6	4.0	17.2
27	100.0	52.6	3.6	5.0	6.8	0.3	2.6	5.4	4.4	3.0	15.0
28	100.0	51.4	4.2	4.6	11.0	0.2	1.6	5.9	2.7	0.9	15.7
29	100.0	55.0	5.1	3.9	8.7	0.1	1.4	4.6	4.0	2.8	13.1
30	100.0	50.4	4.5	7.0	9.0	0.1	2.1	5.5	2.5	1.4	16.3
令和元年	100.0	50.0	6.2	6.5	9.9	0.2	1.7	4.0	4.8	1.6	13.8
2	100.0	49.0	3.0	8.0	8.0	0.5	2.0	4.0	4.7	1.5	16.2
3	100.0	47.3	3.0	9.0	8.2	0.0	2.2	5.0	3.6	3.9	17.0
4	100.0	40.0	3.0	10.7	11.9	1.3	2.1	4.6	3.0	2.7	16.7
5	100.0	36.0	6.7	11.6	16.1	7.9	1.2	5.1	1.1	1.5	9.5

注: 1) 平成20年調査以前は賃金の改定を実施した又は予定していく額も決定している企業のうち、改定に当たり最も重視した要素に記入のある企業を100.0%とした割合であり、比較の際は注意を要する。